

尼崎市立地域研究 史料館事業要覧

(付、令和元年度事業報告)

令和 2 年 (2020) 4 月

尼崎市立地域研究史料館

目 次

1	目的と沿革	1
2	性格と機能	1
3	組織・施設	2
4	事業の概要	2
〔付、令和元年度地域研究史料館事業報告〕		
1	史料の収集・整理・公開	5
2	情報発信・データベース公開	7
3	ボランティア・インターンシップ・学芸員実習	9
4	地域研究史料館専門委員	9
5	編集事業－史料館紀要『地域史研究』－	10
6	講座・自主グループ等の催し	10
7	市民団体・研究機関等との協働・連携、講座出講等	12
8	事業課題	15
〔資料編〕		
	尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例	17
	同条例施行規則	18
	尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例	20
	新・歴史博物館の概要	24
	公文書館法	29
	〔参考〕公文書等の管理に関する法律〔抄〕	30
	尼崎市立地域研究史料館専門委員名簿	31
	地域研究史料館令和2年度歳入・歳出予算、事業別明細	32
	利用のご案内	34
	閲覧票兼複写票・特別貸出票	35
	歴史的公文書保存・公開事業の概要	36
	歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領	37
	地域研究史料館刊行物販売一覧	39
	地域研究史料館へのアクセス	40

1 目的と沿革

こもんじよ
古文書や古記録、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない文化遺産です。また尼崎市の歴史的公文書は、市の諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源です。

尼崎市立地域研究史料館は、これらの史料を収集・保存し、後世に伝え、広く市民の利用に供する尼崎市の公文書館施設です。

昭和37年（1962）に始まる尼崎市史編集事業の過程で調査・収集した尼崎地域の歴史資料を保存・公開するため、昭和50年に設置し、以降は公文書館事業と市史編集事業を一体的に実施してきました。

〔地域研究史料館事業年表〕

昭和37年（1962）6月	尼崎市史編集事業開始、編集事務局設置 （昭和44年4月、市史編修室と名称変更）
昭和41年10月	『尼崎市史』第1巻刊行
昭和50年1月10日	尼崎市立地域研究史料館開館 市立公文書館としては神奈川県藤沢市（昭和49年7月開館）に次いで国内2番目。
昭和63年3月	『尼崎市史』第13巻刊行、『尼崎市史』完結
平成8年（1996）3月	『尼崎地域史事典』刊行
平成8年4月	新「尼崎市史」編集事業（市制80周年記念振興事業）開始
平成19年1月	市制90周年記念『図説尼崎の歴史』刊行
平成28年10月	市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』刊行
令和2年（2020）10月	尼崎市立歴史博物館に移転・統合（予定）

2 性格と機能

尼崎市立地域研究史料館は、地域文書館、地域史文献センター、地域史研究室という三つの性格をもっています。

古文書・近現代文書類、歴史的公文書、地図や写真、ビラなど尼崎及び歴史的関連地域に関する文書・記録・史料類、ならびに各地の地域史誌・研究紀要等を幅広く収集・保存し、閲覧公開しています。

市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史に関する様々なテーマについて調べていただけるよう、レファレンス・サービスを行なっています。また、市民の皆さんの調査・研究の成果を館にご提供いただき、市史や研究紀要といった刊行物などを通じて、公表・紹介しています。

3 組織・施設

- (1) 組織 教育委員会社会教育部歴史博物館史料担当
(社会教育部長、歴史博物館長は総務局併任)
- (2) 人員 正規職員4人(館長1＝博物館長、係長1、担当者2)、
会計年度行政事務員7人、会計年度事務補助員1人
- (3) 施設 尼崎市昭和通2-7-16、尼崎市総合文化センター7階に所在
別に尼崎市大島3丁目に分室を設置 (単位：㎡)

用途	本館	分室	合計
史料収蔵庫	118	1,089	1,207
史料整理室	49	0	49
閲覧室	50	0	50
事務室等	91	0	91
合計	308	1,089	1,397

4 事業の概要

- (1) 史料の調査・収集・整理・公開、レファレンス・サービス
地域研究史料館収蔵史料(令和2年3月末現在)

種類	内容	収蔵点数	うち整理公開点数
(1) 古文書・近現代文書類	村方・町方文書、藩関係、社会・労働等	2,568件 153,984点	1,966件 107,198点
(2) ビラ・ポスター類	各種団体、営業関係等	42,291点	(仮整理) 42,291点
(3) 公文書・資料			
公文書	歴史的公文書	19,277冊	(仮整理) 19,277冊
行政資料	印刷物等	5,157点	(仮整理) 5,157点
(4) 文献類	地域史誌、団体史、刊本史料、目録等	55,218冊	36,476冊
(5) 紀要・雑誌	自治体・大学等発行	2,457種 40,108冊	2,457種 40,108冊
(6) 新聞	(マイクロフィルム)		
(7) 地図類	地形図・市街地図等	3,187点	3,187点
(8) 絵はがき		3,155点	3,155点
(9) 写真・フィルム類			
航空写真		49件	48件
マイクロフィルム		3,462点	(仮整理) 3,462点
その他の写真・フィルム類		1,184件	(仮整理) 1,184件
(10) 複製史料	史料コピー・CH製本等	3,200冊	整理中
(11) 音響・映像資料		1,436点	1,436点
その他		未算出	電子資料 105点

(2) 編集事業

ア 新「尼崎市史」編集事業

- (ア) 尼崎市制 80 周年記念振興事業。平成 8 年度（1996）事業開始、平成 28 年度、市制 100 周年記念刊行物を刊行し完結。
- (イ) 既刊『尼崎市史』（昭和 62 年度－1987－完結、全 13 巻・別冊 1）の成果を踏まえ、市民参加・ネットワーク型の手法により、生活・文化史を中心とするわかりやすく親しみやすい新市史『図説尼崎の歴史』を編集し、市制 90 周年記念刊行物として平成 19 年 1 月刊行。
- (ウ) 「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトとし、歴史資料・文化財グラビア、尼崎市 100 年の歩み年表、調べ方ガイダンスからなる『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』を編集し、市制 100 周年記念刊行物として平成 28 年 10 月刊行。
- (エ) 園田学園女子大学短期大学部との連携により設計・構築した Web 版 図説尼崎の歴史（html 版）を平成 23 年 8 月公開。Web 版たどる調べる尼崎の歴史（PDF 版）を令和 2 年 4 月公開。

イ 紀要『地域史研究』

- (ア) 昭和 46 年度創刊、令和 2 年度は第 120 号を刊行予定。
- (イ) 尼崎地域の歴史や史料館事業に関する論文、史料紹介、エッセイなどを逐次掲載・刊行する。

(3) 講座等の実施

ア 『尼崎市史』を読む会

『尼崎市史』をテキストとして平成 6 年（1994）10 月開講。平成 19 年 6 月～29 年 3 月、市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』をテキストとして継続。平成 29 年 5～7 月、市制 100 周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』入門講座を開催。平成 29 年 9 月、同書をテキストとする市立中央図書館例会と『図説尼崎の歴史』をテキストとする北図書館例会を開始。ほかに市史第 1 巻分科会を毎月開催。

イ 尼崎の近世古文書を楽しむ会

平成 8 年 10 月開講。地域研究史料館所蔵古文書等をテキストとして、古文書解読を学ぶ市民の自主グループ。発足当初は 1 グループのみであったが、その後会員が増え、現在は 3 グループがそれぞれ月 2 回、地域研究史料館会議室を会場として例会を開催している。

(4) 専門委員

(参考：資料編 p31 「尼崎市立地域研究史料館専門委員名簿」)

各時代・分野の歴史学等に関する専門家に委員を委嘱し、史料館事業への指導・助言ならびに、館蔵史料をはじめ尼崎地域の歴史に関する調査・研究に携わっていただく。

(5) ボランティア

- ア 写真整理 随時個人作業
- イ 古文書整理 月1回の定例作業
- ウ 古文書撮影 随時個人作業
- エ 襖下張りをはがし作業 年2回の公募作業及び、年数回の定例作業
- オ その他 史料整理・データベース入力等の随時個人作業

(6) Web サイト

- ア 尼崎市立地域研究史料館公式Webサイト
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/>
史料館事業概要、利用案内、史料目録・検索データベース等
・ 文書群概要・文書目録＝館蔵古文書・近現代文書類のうち、整理済み・閲覧可能な文書群の概要と目録のPDFデータを掲載
・ 史料検索＝館蔵史料のうち図書、雑誌、電子資料、論文・抜刷、地図、音響・映像資料、及び尼崎関係論文索引検索
- イ 尼崎市立地域研究史料館ブログ“アーカイブログ”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/blog/>
- ウ 尼崎市立地域研究史料館公式Facebook／Twitter
<http://www.facebook.com/AmagasakiMunicipalArchives>
https://twitter.com/ama_archives
- エ Web版尼崎地域史事典“apedia”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/apedia/>
- オ Web版図説尼崎の歴史
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/>
- カ Web版たどる調べる尼崎の歴史
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/trace/>
- キ 尼崎藩家臣団データベース“分限”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/bugen/>
- ク 絵はがきデータベース“あまがさきPCD”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/pcd/>

〔付、令和元年度地域研究史料館事業報告〕

1 史料の収集・整理・公開

令和元年度も、引き続き各種史料の調査・収集・整理・公開に努めました。平成元年度末現在の館蔵史料の概要は、本要覧 2 ページ掲載の一覧表のとおりです。

また、史料の相談利用（質問・調査へのレファレンス・サービス等）、及び利用者向けの複写サービスの実績は次のとおりです。従前に引き続きレファレンス・サービスを重視し、かつ情報発信・利用促進に務めました。令和元年度はここ数年に比べて利用が減少する結果となりました。

減少した要因のひとつとして、令和 2 年 3 月 5 日から 31 日まで、新型コロナウイルス感染拡大予防のため閲覧業務を休止したことがあります。

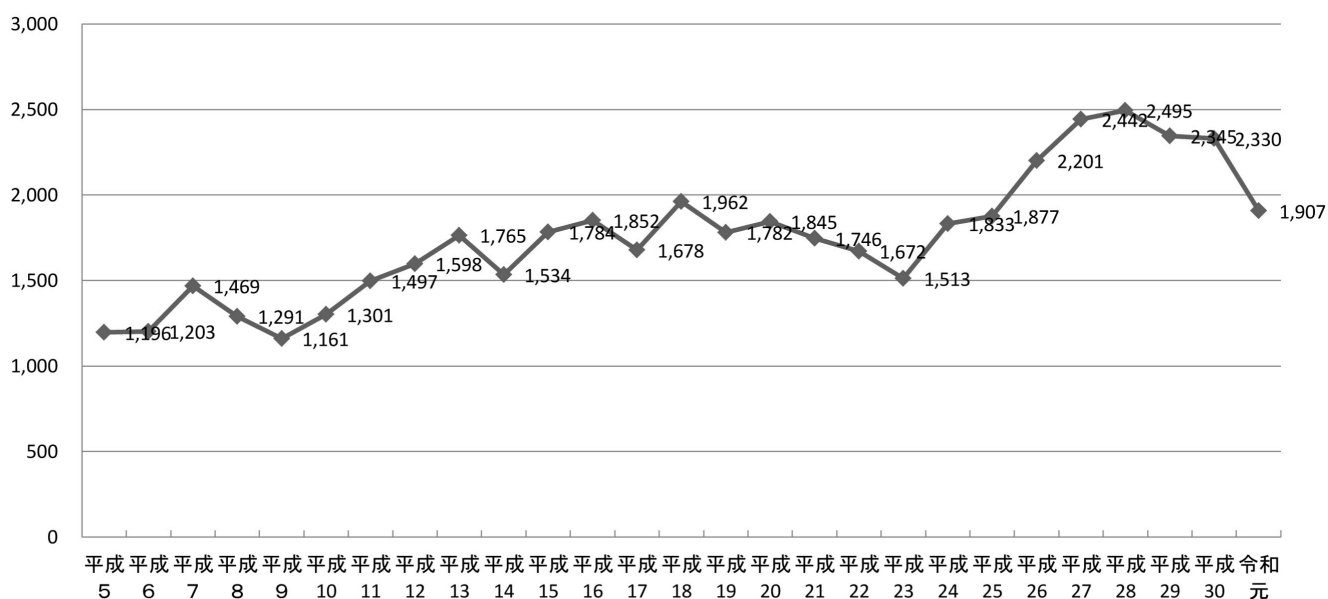
令和元年度利用相談

来館	電話	e-mailその他	合計
759件	478件	353件	1,590件
1,016人	503人	388人	1,907人

令和元年度史料複写（撮影を除く有料複写サービスの実績）

337件	10,288枚
------	---------

尼崎市立地域研究史料館相談利用人数の変化



〔古文書・近現代文書類〕

令和元年度、新たに 74 件 877 点の文書群を受け入れました。高岡功家文書を整理・公開したほか、特に阪神・淡路大震災に関する資料と公害関係資料について、整理を行ない公開可否の見直しも行ないました。この結果、令和元年度中の新規整理・公開点数は 1,539 点となりました。阪神・淡路大震災に関する資料と公害関係資料については、公開方法を引き続き検討し、順次公開していく予定です。

尼崎の近世古文書を楽しむ会会員有志のボランティア協力による古文書・近現代文書類目録再整理も継続しており、田中種子氏文書目録採取を終了、村上計氏文書(1)(2)の目録採取を実施中です。

以上の整理作業により、新たに作成した文書群概要及び件名目録の PDF データを、館公式 Web サイトに順次公開しています。ISAD(G)（国際標準記録史料記述の一般原則）に準拠して目録編成を行なっており、その運用について担当者による検討会を続けています。

また、館蔵史料の整理・公開に加えて、令和元年度は市内の武庫之荘住宅地の自治会である武庫之荘文化会が所蔵する近現代史料の調査・複製を実施しました。

〔歴史的公文書〕

(参考：資料編 p36「尼崎市立地域研究史料館における歴史的公文書保存・公開事業の概要」、p37「歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領」)

地域研究史料館は、尼崎市総合文化センター内の本館に加えて、市内^{おおしよ}大庄 地区に分室を設け、歴史的公文書の多くをこの分室に保管しています。数年後に施設の移転を予定していることから、令和元年度は例年の歴史的公文書選別・収集・簿冊目録リスト作成、電子公文書の選別・収集に加えて、移転準備のため分室保管の平成 14 年度以降収集文書の再整理作業を進めました。また、令和元年度も引き続き、市役所庁内各課からの情報提供を受けて、各課が保存する資料の収集に努め、教育委員会幼稚園・高校企画推進担当の資料をはじめ 9 件の収集を行ないました。本市が取り組む東日本大震災被災地支援事業に関する庁内文書・資料等についても、保存状況把握と収集作業を継続しました。

収集に加えて、歴史的公文書の整理・公開に向けた目録化にも従前に引き続いて取り組んでおり、令和元年度は市議会会議録の件名目録作成

作業を実施しました（継続中）。市発行の行政資料・刊行物についても、未整理資料の整理・目録化を進めています。

今後とも関係部署や担当者との意見交換を継続しながら、市内の公文書・行政資料等の所在状況を把握し、利用者に対して総合的な情報提供を行なうとともに、市の施策の記録を後世に伝え、検証にゆだねる公文書館機能を果たすことができるよう、課題の整理と整理・公開作業の実施に努めていきたいと考えています。

〔写真・絵はがき〕

令和元年度は、平成 30 年度に館蔵写真データベースに統合した旧広報課撮影写真を中心に、登録済みデータの整備を進めました。今後は目録未作成の写真群のデータ入力を進めるとともに、画像情報を充実させていく予定です。また、平成 30 年度に引き続き、コマ情報の入力と画像スキャンニング作業について市民ボランティアの協力を得ました。

加えて、市の組織が保存する写真資料の調査として、令和元年度、消防局所蔵写真の調査に着手しました。

引き続き写真史料整理、画像データ作成・登録、公開・非公開判別等の作業を行ない、将来における本格的な公開・活用に向けた準備を進めていく予定です。

また、絵はがきについては、例年通り絵はがきデータベース"あまがさき PCD"への新規受け入れ分登録作業を実施しました。

〔地 図〕

尼崎市は、平成 28 年 3 月に開設したオープンデータカタログサイトへのデータ登録・公開に努めています。史料館は、所蔵市街地図のうち著作権上公開しても問題がない画像データを登録・公開しており、令和元年度末現在、登録件数は計 33 点となっています。

2 情報発信・データベース公開

〔史料館公式Webサイト・公式Facebook・ブログの運用〕

史料館公式 Web サイト及び公式 Facebook・Twitter・ブログを引き続き運用し、情報発信に努めました。

史料館公式 Facebook と Twitter、そしてブログ"アーカイブログ"は、SNS やブログの特性を活かして、館の事業や催し、史料館が実施した調査や

他自治体からの来訪など、日常の出来事や新着史料等の情報を掲載し、休館日を除いて1日1件の記事掲載に努めています。Facebookは、平成31年3月末に811だったページへの"いいね"数が令和2年3月末現在884、フォロワーが952人となりました。年度中の個別記事への投稿リーチ数は平均して300前後、多い記事では700～800前後にのぼっています。また、Twitterは、令和2年3月末現在フォロワー503人となっています。

〔史料検索システム、デジタルコンテンツ〕

令和元年度は昭和28年撮影尼崎市域航空写真21点をデジタル化し、デジタル化済みの30点と合わせて活用可能となりました。今後、Web上での公開を予定しています。

また、Web上の館蔵史料検索システム、市民ボランティアの協力を得て入力・構築したWeb版尼崎地域史事典"apedia"（アペディア）、園田学園女子大学短期大学部との協働により構築・公開したWeb版図説尼崎の歴史、尼崎藩家臣団データベース"分限"、絵はがきデータベース"あまがさきPCD"の運用を継続したのに加えて、平成28年10月に刊行した尼崎市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』のWeb版公開準備を進め、令和2年4月に公開しました。

上記に加えて、館蔵史料に関する総合的なデジタルアーカイブの構築・公開が今後の課題と考えており、令和元年度はその実現に向けた調査・検討を行ないました。

〔レファレンス協同データベース〕

"レファレンス協同データベース"は、図書館及び類似機関が相互にレファレンス情報を交換・共有し、さらに利用者に広くレファレンス情報を提供することを目的として、国立国会図書館が構築・運営するWeb上の公開データベースです。

史料館は、館の利用情報を広く発信することを目的として平成23年11月にこのデータベースに参加し、月に1～2件のペースでレファレンス事例を登録しています。令和元年度は18件の事例を登録し、令和2年3月末現在の登録件数はレファレンス事例178件、調べ方マニュアル4件となっています。

3 ボランティア・インターンシップ・学芸員実習

令和元年度も引き続き、講座・自主グループなどの企画・運営、史料整理・デジタル化など各種の作業について、ボランティアの方々の協力を得ました。年度を通して新規ボランティアの登録が 1 人あり、年間作業回数計 305 回、参加実人員 60 人、参加延べ人数 403 人となりました。

令和元年度ボランティア作業実績

作業の種類	作業日程	回数	参加実人数	延べ人数
写真整理	随時個人作業	155回	4人	延べ155人
古文書整理	グループ作業（月1回）	9回	8人	延べ55人
古文書撮影	随時個人作業	18回	1人	延べ18人
襖下張りはがし作業	(6/7・8) (10/11)	6回	35人	延べ50人
	4月・8月・12月・2月	4回	4人	延べ12人
その他の作業	随時個人作業	113回	8人	延べ113人
合 計		305回	60人	延べ403人

作業メニューのなかでは、新たに、新聞スクラップの索引入力に 1 人の方の参加を得ました。写真整理作業は、市の広報課から移管された写真史料の目録入力作業や、スライドをデジタル化するための複写撮影作業などを行なっていただいています。

このほか、市報あまがさきの記事索引入力、大正・昭和期の電話帳入力など、地道な作業が進ちよくしています。史料館では、こうして情報を蓄積した各種のデータベースを、日々のレファレンスに有効活用しています。

また、例年受け入れている市役所インターンシップ研修生 1 名を 8 月に 14 日間受け入れました。さらに、平成 29 年度から毎年受け入れている武庫川女子大学学芸員実習生について、令和元年度も 2 名を 9 月に 5 日間受け入れ、史料整理・公開等の業務に従事していただきました。

4 地域研究史料館専門委員

史料館では、史料館事業に関する調査・研究及び指導・助言を仰ぐことを目的として、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。

令和元年度、委嘱した委員は次頁掲載の名簿のとおりです。

委員には、各専門分野・時代に関する調査・研究や史料情報提供をいただき、また講座講師等を務めていただいたほか、令和 2 年度に予定している地域研究史料館の市立歴史博物館への移転・統合等について、専門的見地から指導とアドバイスをいただきました。

いわきたくじ 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所教授
いちざわ てつ 市沢 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科教授
おおえ あつし 大江 篤	歴史学 民俗学	園田学園女子大学人間教育学部教授

5 編集事業—史料館紀要『地域史研究』—

昭和 46 年（1971）10 月に尼崎市史紀要として創刊し、昭和 51 年度より
尼崎市立地域研究史料館紀要として刊行を続けている『地域史研究』は、
令和元年 11 月に第 119 号を発行しました。

『地域史研究』第 119 号 A5 判 201 頁 600 部発行 頒価 850 円

—目次—

大坂城代制成立期における大坂城代と尼崎藩主

—青山宗俊と青山幸利を中心に—

宮本裕次

尼崎藩時代における青山家の事績と「青大録」

河野未央

寛保三年発行の西宮銀札—尼崎藩の銀札通用規則から—

岸添和義

大谷重工業尼崎工場への四国からの勤労学徒

湯田拓史

武庫之荘文化会の収支決算—1970 年代以降を中心に—

出口雄大

史煙 塚口での空襲体験

中山房子

宝塚尼崎電気鉄道の線路と県道 42 号尼崎宝塚線

井上 衛

続・近世尼崎城残石探し

中川雄三／佐藤功

万丈堤防と村会認定の石柱

中村光夫

尼崎市史古代・中世史料補遺（6）

天野忠幸／樋口健太郎

義経大物浦遭難小攷

樋口健太郎

細川高国および典厩家と尼崎城

天野忠幸

尼崎市役所『最近四年間ノ事績 並将来ノ諸問題』1924 年（大正 13）

—（前半）—

森本米紀

【あまおぶね連載第 3 回】西昆陽春日神社

田中 敦

6 講座・自主グループ等の催し

〔『尼崎市史』を読む会〕

月例会・分科会 計 32 回開催 参加人数延べ 575 人

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和 2 年 3 月は例会・分科会休止。

○月例会 平成30年度に引き続き、市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』をテキストとする中央図書館例会と、市制90周年記念『図説尼崎の歴史』をテキストとする北図書館例会を開催しました。

〔中央図書館例会〕毎月第1木曜日午後6時～7時30分

11回開催 参加人数延べ257人

会場 市立中央図書館セミナー室

テキスト『たどる調べる尼崎の歴史』第3部

〔北図書館例会〕毎月第3金曜日午後6時～7時30分

11回開催 参加人数延べ239人

会場 市立北図書館集会室

テキスト『図説尼崎の歴史』

○第1巻分科会 尼崎の中世史関係の文献・論文を読み、意見交換を通じて理解を深めることをめざしている研究会です。毎月第1金曜日の午後6時から7時30分まで、史料館を会場として開催しており、令和元年度は10回開催、参加人数は延べ79人でした。例会報告は参加者が輪番で担当し、4～6月は前年度後半に引き続き村井良介氏の『戦国大名論—暴力と法と権力』（講談社、2015年）をテキストとして、戦国時代史研究の新しい流れについて研究しました。10～2月には酒井紀美『日本中世の在地社会』（吉川弘文館、1999年）より西宮市鳴尾地区を舞台として尼崎市域の村々までも巻き込んだ「北郷樋水論」を研究し、この水論で紛争関係村々を代表して83人もの人々が「ハタ物」（磔刑）となったことに関係して、藤木久志『戦国作法—一村の紛争解決』（平凡社、1987年）より「身代わりの作法・わびごとの作法」について報告・討論を行ないました。

〔自主グループ 尼崎の近世古文書を楽しむ会〕

3クラス 各クラス月2回 計58回開催 参加人数延べ439人

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年3月は全クラス休止。

この会は、主として史料館が収蔵する近世古文書をテキストとして、くずし字の読解に習熟することと、尼崎地域の近世史に親しむことを目的としています。例会は参加者の自主運営によって実施されています。史料館はテキストの選定、解説、内容調査等について助言・協力しています。

次の3クラスが、いずれも午後1時30分～3時30分、史料館会議室を会場として開講しており、参加希望者を募っています。

○第2・第4日曜日開催クラス 20回開催 参加人数延べ153人

令和元年度は、平成30年度に引き続き武庫郡守部村庄屋家・福田佐一郎氏文書のうち明治5年(1872)～6年の兵庫県布達等^{もりべ}をまとめた「兵庫県御触書^{おふれがき}」の解説・翻刻に取り組みました。その後、尼崎藩青山家第2代藩主青山幸利^{よしとし}の嘉言善行を記した「青大録」の解説を進めています。

○第2・第4金曜日開催クラス 19回開催 参加人数延べ117人

平成29年度から解説作業を継続してきた早稲田大学図書館所蔵服部文庫のうち「祇役中・郷信世故」全3冊の解説を終了しました。同史料は、文久年間(1861～1864)尼崎藩の儒学者・服部清三郎が入手した様々な情報を書き留めたもので、同史料の翻刻データを会から史料館に提供していただく予定です。「祇役中・郷信世故」終了後は、同じ服部文庫の「公私諸案」をテキストとして、これも解説を進めています。同史料もまた、幕末期の政治情勢及び尼崎藩政をうかがうことができる興味深い史料です。

○第1・第3金曜日開催クラス 19回開催 参加人数延べ169人

このクラスは、石井進さんが講師を務めています。平成29年度より川辺郡万多羅寺村^{まんだらじ}の庄屋家文書である村上^{はじめ}一氏文書のうち、幕末期の「村方留書」(領主へ提出した願書等の控え帳)をテキストとして、解説作業を進めています。

7 市民団体・研究機関等との協働・連携、講座出講等

従前に引き続き、市民団体や行政機関等からの依頼・要請に応じて、歴史やまちづくりをテーマとする講座・見学会・イベント・研修会への出講、講師紹介などを行ないました。また、公的機関や市民団体が実施する講座・展示・まちづくりイベント等の催しや各種調査、出版事業などに対して、企画立案・実施協力・史料提供などの協働・連携を随時実施しました。

平成31年3月29日開城の尼崎城効果により出講が過去最高(65件82回)を記録した平成30年度と比較すると、令和元年度はやや落ち着いたものの引き続き出講依頼が多く寄せられ、市民団体・地域団体等からの要請による出講21件23回、公的機関からの要請による出講16件25回、計37件48回(うち市政出前講座14件15回)となりました。なお、令和2年2

月以降は新型コロナウイルス感染拡大にともなう講座・イベント自粛が相次ぎ、出講依頼があったものの中止となった催しも複数ありました。

出講・協力先は次のとおりです。

〔市民団体・地域団体等からの要請による出講〕

尼崎城に関する歴史講座（市・あまがさき観光局・尼崎城址公園管理運営企業体共催）、尼崎信用金庫・阪神電鉄てらまち学 Vol.2（2回）、尼崎ボランティア・ガイドの会新規会員養成講座、尼崎郷土史研究会歴史講演会、国際ロータリークラブ第2680地区尼崎グループ Intercity Meeting 2019-2020、小田会歴史街道事業講演会、大庄会新年賀会講演会

（以下は市政出前講座）旧小田村村政施行130周年記念歴代村長子孫の集い、武庫会、尼崎労働者福祉協議会、尼崎市書人会（2回）、尼崎城盛り上げ隊、松葉会、西川北八幡会、塚口ガーデンズマークふれあいサロン、長洲メゾンドールみどり会、七松寿楽会、尼崎医療生活協同組合戸ノ内支部、山本設備工業(株)安全協力会、菱泉会、大阪府建築士会・不動産鑑定士協会合同研修会

〔尼崎市・他行政機関・公的機関等からの要請による出講〕

市新規採用職員研修（2回）、市文書事務研修（2回）、第3回あまがさき城下町フェスティバル、あまがさき観光案内所イベント、尼崎城スタッフ等向け研修（5回）、中央地区人権啓発オピニオンリーダー研修会、武庫地域振興センター武庫地域課事業（2回）、園田学園女子大学・同短期大学部主催大学COC＋「歴史と文化」領域シンポジウム、園田学園女子大学共通科目児童教育研究「猪名寺忍者学校」、産業技術短期大学「地域産業学」講義、育成調理師専門学校課外授業（2回）、同専門学校卒業展、大阪教育大学社会科内容構成演習（小中）、追手門学院大学社会問題リサーチ、神戸大学大学院人文学研究科「地域歴史遺産活用研究」講義（2回）、鳥取県市町村歴史公文書等保存活用共同会議研修会・同第1回部会

〔講座・展示・調査・出版への企画立案・実施協力・史料提供等〕

尼崎城4階日本百名城手ぬぐい展示への出品展示協力、大庄地域小冊子作成（分担執筆）、兵庫県立兵庫津ミュージアム（仮称）展示計画ワーキング会議（チーム員派遣）、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全

史料協) 近畿部会事務局、同第 154 回例会企画・実施

これらのうち、市の観光施設として重要な役割を果たす尼崎城と、地域史料や公文書館・アーカイブズ分野の広域的・全国的な団体である全史料協との関わりについて補足します。

尼崎城

平成 30 年 11 月、ミドリ電化創業者・^{あぼあきら}安保証氏が、尼崎城旧城地の一角に尼崎城天守を建設し、市に寄贈されました。寄贈を受けた市は、周辺の城址公園を整備するとともに城の内部展示を準備し、平成 31 年 3 月に展示・観光施設としてこれをオープンしました。尼崎城が位置する城址公園との一体的な管理・運営を、指定管理者である尼崎城址公園管理運営企業が実施しています。

史料館は、尼崎城 4 階の展示に館蔵史料である^{おぎはらいつせい}荻原一青画・日本百名城手ぬぐいを提供し、展示活用についてのアドバイス、講座への講師出講等の事業協力を行ないました。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）近畿部会事務局

全史料協は、公文書館等の史資料保存機関及び職員の全国協議会です。令和元年度、尼崎市がこの全史料協の近畿部会事務局を務めました。

また、令和元年 11 月に長野県安曇野市で開催された全史料協第 45 回全国大会の事務局となる大会・研修委員会にも委員 1 名を派遣し、大会の企画・運営に協力しました。

全史料協近畿部会

総会（令和元年 6 月 15 日）及び第 151 ～ 154 回例会開催

（第 155・156 回例会は新型コロナウイルス感染拡大にともない延期）

会報"Network-D"68 ～ 71 号、月報"Monthly News"145 ～ 149 号発行

全史料協第45回全国（安曇野）大会

開催日 令和元年 11 月 14 日・15 日

会場 長野県安曇野市豊科公民館

大会テーマ 文書館をつくる～市町村が拓くアーカイブズ活動～

内容 研修会、大会テーマ研究会

8 事業課題

〔市立歴史博物館への移転・統合〕

(参考：資料編 p20「尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例」、p24「新・歴史博物館の概要」)

尼崎市は、旧尼崎城跡地である城内地区に実施する城内まちづくり整備事業の一環として、従来市立文化財収蔵庫が一部を使用していた旧市立城内中学校校舎(旧尼崎高等女学校校舎)を全面的に改修し、文化財収蔵庫に加えて史料館を移転・統合する市立歴史博物館整備を進めています。令和元年度は、平成30年度に続いて改修工事を実施するとともに、史料館が属する総務局及び教育委員会社会教育部等、庁内関係部局が協議・検討を行ない、歴史博物館コンセプト案、博物館設置管理条例案、組織統合案を策定しました。

令和2年度は、史料館の組織を教育委員会に移し、社会教育部に新設する歴史博物館(課)に属する史料担当としたうえで、上半期に施設移転を行ない、10月10日に市立歴史博物館を開館する予定です。また、条例は市議会の議決を経て令和2年3月26日条例第18号として成立し、令和2年10月10日の博物館開館日をもって施行する予定です。

〔史料館分室移転の検討〕

史料館が市内^{おおしよ}大庄地区に設ける分室(史料保存庫)について、数年後に当該建物の撤去・土地活用の計画があることから、庁内関係部局との間で移転先の検討を進めました。史料保存施設として必要な面積と最低限の保存環境を整え、水害等の災害に備える新施設の確保に向けて、引き続き検討を行なっていく予定です。

〔公文書管理の見直し、公文書館事業〕

尼崎市の公文書館機関である史料館では、歴史的公文書の選別・保存・公開を実施しています。しかしながら、選別・公開基準等に関する例規の整備が十分ではなく、これらを整備したうえでの本格的な公文書館事業実施が課題となっています。

また、国の「公文書管理に関する法律」が平成21年に成立し、同法第34条が地方公共団体における同様の制度整備促進を定めて以降、各地方公共団体において公文書管理の見直し、公文書管理条例制定が進められていま

す。尼崎市においても、現用公文書管理から歴史的な選別・保存・活用までの一体的な法制度整備が、全庁的な課題です。

史料館では、この課題についての内部検討及び庁内関係部局との意見交換に努めてきました。今後も引き続き、全庁的課題と位置付け、調査・検討を実施していく予定です。

以上

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例

昭和 49 年 10 月 3 日

条例第 48 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日々散逸しつつある貴重な文書、記録等の史料及び文献(以下「史料等」という。)を収集し、後世に伝えるとともに、地域社会に対する市民の歴史的認識を深めるため、史料館を設置する。

(位置)

第 3 条 史料館の位置は、尼崎市昭和通 2 丁目 7 番 16 号とする。

(昭 61 条例 45 ・ 一部改正)

(事業)

第 4 条 史料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 尼崎及び歴史的関連地域に関する史料等を収集し、整理し、保存すること。
- (2) 尼崎の歴史に関する調査、研究を行うこと。
- (3) 史料等を閲覧に供するとともに、必要な助言及び指導を行うこと。
- (4) 市史、研究紀要、史料目録等を編集し、刊行すること。
- (5) 講座、研究会、史料展示等の普及活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 12 月 28 日規則 124 で、昭和 50 年 1 月 10 日から施行)

付 則(昭和 61 年 11 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

(令和2年10月10日廃止予定)

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 28 日

規則第 125 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年尼崎市条例第 48 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する史料等(以下「史料等」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧票を市長に提出しなければならない。

(複写の手続)

第 3 条 文書又は記録^{もんじよ}の複写を希望する者は、複写票を市長に提出しなければならない。

(史料館利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、史料館の利用を制限することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 史料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(閲覧及び複写の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる文書又は記録^{もんじよ}等(これらの複写物を含む。)の閲覧を制限することができる。

- (1) 損傷のおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密に関するもの

2 前項の規定は、文書又は記録^{もんじよ}の複写の制限について準用する。

(損害賠償)

第 6 条 利用者は、史料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 史料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただ

資料編

し、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 館内整理日(毎月末日。ただし、この日がアの休館日の場合は、その翌日とする。)

エ ばく涼期間(春季及び秋季において、それぞれ 1 週間以内)

オ 1 月 2 日から同月 4 日まで

カ 12 月 28 日から同月 31 日まで

(昭 50 規則 73・昭 63 規則 58・平元規則 4・平 5 規則 39・平 10 規則 14・平 17 規則 16・一部改正)

(閲覧票等の様式)

第 8 条 この規則の規定による閲覧票等の様式については、総務局長が定める。

(委任)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、史料館の運営について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 10 日から施行する。

(以下付則省略、令和2年10月10日廃止予定)

尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例

令和2年3月26日

条例第18号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館（以下「公立博物館」という。）として歴史博物館を設置する。

(位置)

第3条 歴史博物館の位置は、尼崎市南城内10番地の2とする。

(分館)

第4条 歴史博物館の分館として、尼崎市立歴史博物館田能資料館（以下「資料館」という。）を置く。

2 資料館の位置は、尼崎市田能6丁目5番1号とする。

(事業)

第5条 歴史博物館は、公立博物館としての目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、複製、模写、模型、文献、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の観覧又は学習若しくは調査研究等のための博物館資料の利用に係る一般公衆への必要な説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (5) 尼崎市史の編集及び発行に関すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びこれらの開催の援助に関すること。

(7) 他の博物館、公文書館、図書館、学校等と緊密に連絡し、及び協力すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

- 2 歴史博物館においては、公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）の趣旨にのっとり、歴史資料として重要な市の公文書等（同法第 2 条に規定する公文書等をいう。）を、博物館資料として、収集し、及び一般公衆の閲覧に供するとともに、その調査研究を行うものとする。

（開館時間等）

第 6 条 歴史博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に歴史博物館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

（特別利用の許可）

第 7 条 歴史博物館の博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影、複写、借受けその他の特別の利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「特別利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2) 歴史博物館の博物館資料を紛失し、汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) その他歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があるとき。

（入館料等）

第 8 条 歴史博物館への入館は、無料とする。ただし、歴史博物館において特別の展示会、講演会その他の催しで教育委員会が指定するものが開催される場合において、その会場に入場しようとする者は、1 人 1 回につき 2,000 円を超えない範囲内で教育委員会が定める額の入場料を前納しなければならない。

2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、入場料を減免することができる。

3 既納の入場料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、歴史博物館においてその博物館資料の写しの交付等の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該措置を受けた者から徴収することができる。

(禁止行為)

第 9 条 歴史博物館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害する行為
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為
- (3) 歴史博物館の施設若しくは設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又は歴史博物館の博物館資料を紛失し、汚損し、損傷し、若しくは滅失させる行為
- (4) その他教育委員会規則で定める行為

(立入りの禁止等)

第 10 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、歴史博物館への立入りを禁止し、若しくは歴史博物館からの退去を命じ、又は歴史博物館の博物館資料の利用を禁止し、若しくは制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる行為を行うおそれがある者
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分（以下「この条例等」という。）に違反した者
- (3) その他教育委員会が歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があると認める者

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用許可を取り消し、特別利用許可の条件を変更し、又は歴史博物館の博物館資料の特別利用を制限することができる。

- (1) 特別利用許可を受けた者（以下「特別利用者」という。）が偽りその他不正の手段により特別利用許可を受けたとき。
- (2) 特別利用者が特別利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例等に違反する行為があったとき。
- (4) その他教育委員会が歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があると認めるとき。

3 市は、前 2 項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(損害賠償義務等)

第 11 条 自己の責めに帰すべき事由により歴史博物館の博物館資料を紛失

し、汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、直ちに、その損害を賠償し、又は教育委員会が指定する博物館資料を引き渡さなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、自己の責めに帰すべき事由により歴史博物館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、歴史博物館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 10 日から施行する。

(尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例及び尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年尼崎市条例第 29 号）

(2) 尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年尼崎市条例第 48 号）

新・歴史博物館の概要

尼崎市教育委員会・尼崎市
(歴博・文化財担当、地域研究史料館)

1. はじめに

2千年を超える長い歴史を有し、中世には港町、近世には城下町として栄え、明治以降は産業都市として発展してきた尼崎には、多くの歴史遺産が存在する。これまで、文化財収蔵庫と地域研究史料館において本市の歴史遺産の収集・保存・展示・利用等を行ってきた。

両施設の機能を統合し、本市の豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望するために必要な学びの場としての役割を果たすとともに、本市の過去と現在の営みを後世に伝え、未来の検証にゆだねる役割をもつ歴史博物館を設置する。

歴史博物館では尼崎城とも連携するなど市内外に広く情報を発信し、まちの歴史に対する市民の深い理解と誇りを育むことで、市民文化の発展向上や自治のまちづくり、本市の魅力向上に寄与する。

2. 施設概要

(1) 理念・方針

① 理念

尼崎の歴史文化に学び、未来に向けた新たな活動が生まれる拠点

② 方針

- ・ ボランティアや市民団体等が活動に参画する市民と共にあゆむ博物館
- ・ 子どもたちの初めての博物館体験を大切にした学校教育との積極的連携
- ・ 体験・交流型の活動や市民の歴史研究の場としてレファレンスを重視

③ 特色

- ・ 歴史的建造物である旧尼崎高等女学校校舎（昭和13年築）を文化財として保存・活用
- ・ 歴史博物館、埋蔵文化財センター、公文書館（地域研究史料館）の機能を併せ持つ歴史文化の拠点
- ・ 歴史・考古・民俗・美術等に関する資料を一括して広く収集・整理・保存し、展示・公開、教育普及、市民活動支援、調査研究の諸機能を集約
- ・ 子どもから大人までわかりやすい展示や子どもたちが歴史体験できる場を整備
- ・ 市民自らの歴史文化を生かした新たなまちづくり活動の創出に貢献

④ 目標来館者数

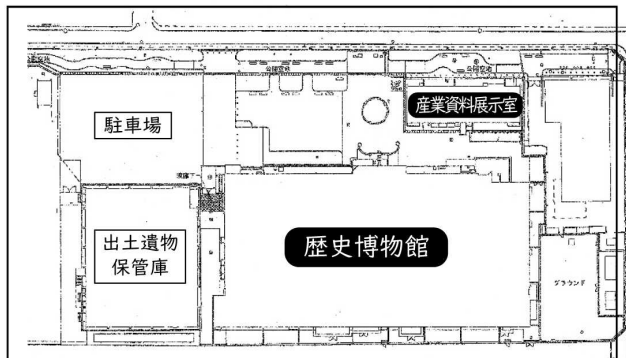
年間5万人

(2) 名称

尼崎市立歴史博物館（博物館法に基づく登録博物館）

(3) 所在地

尼崎市南城内10-2 (江戸時代の尼崎城の本丸と内堀付近)



(4) 建物の構造等

鉄筋コンクリート造り 3階建て

延床面積約4,700㎡ (琴城分校除く)、敷地面積約9,400㎡

(5) 主な諸室

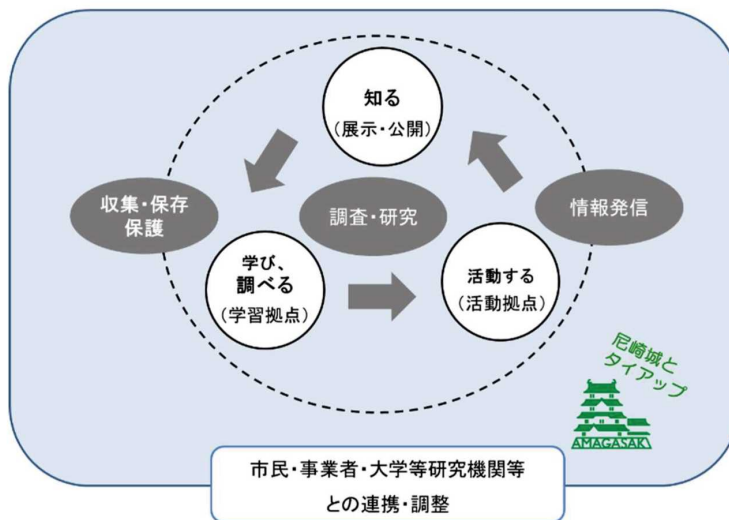
1階	事務室・埋蔵文化財関係	事務室・市民活動室・埋蔵作業室・遺物洗浄室・遺物整理室・一時収蔵庫等
2階	常設展示・資料収蔵整理関係	ガイダンス室・常設展示室・特別収蔵庫・資料整理室・写真室・書庫等
3階	企画展示・教育普及関係 あまがさきアーカイブズ関係	企画展示室・展示学習室・体験学習室・講座室等 地域史料閲覧室・収蔵庫・書庫・フィルム写真庫等

(6) 駐車場

歴史博物館前に有料駐車場を整備 (約40台)

3. 機能

- (1) 文化財保護活用
- (2) 資料収集・整理・保存
- (3) 展示・公開
- (4) 教育普及
- (5) 市民活動支援
- (6) 調査研究
(研究紀要の発行等)
- (7) 歴史文化情報発信
- (8) レファレンス



4. 館内の概要

(1) 展示エリア

2階に常設展示室、3階に企画展示室を設置し、各階のホールや廊下にもパネル等を展示する。また、昭和戦前期の学校校舎そのものを展示資料と位置づけ、館内を丸ごと展示施設として活用する。

① 常設展示【2・3階】

- ・常設展示は次の3部で構成することにより、誰にでもわかりやすく関心を持てるように展開。

内 容	場 所
【概論】 尼崎の歴史の大きな流れをわかりやすく伝える	2階廊下壁面
【各論】 歴史資料や文化財を展示し各時代の歴史を詳しく伝える	2階各展示室
【特論】 戦災や自然災害、公害問題等乗り越えてきた尼崎の現代史についてより詳しく伝える	3階廊下壁面

- ・常設展示【2階】の概要

展 示 室	内 容	主な展示資料
ガイダンス室	中学校時代の教室をそのまま残し、思い出の学び舎としての歴史を伝える一室 団体見学時のガイダンスに使用	学校時代の歴史資料 生徒の制作物 空気清浄機
常設展示室1 (原始)	尼崎の土地の成り立ちと、米づくりが始まった弥生時代から、前方後円墳も築かれた古墳時代までを対象	武庫庄遺跡出土柱根 水堂古墳三角縁神獣鏡 金・銀の耳環
常設展示室2 (古代・中世)	猪名寺廃寺が建立され荘園が多く形成された古代から、戦国の争乱に町が巻き込まれていく中世までを対象	猪名寺廃寺鷗尾 撰津職河辺郡猪名所地図 豊臣秀吉朱印状
常設展示室3・4 (近世)	尼崎城の築城から城下町の繁栄と尼崎藩の盛衰など江戸時代の政治・経済・文化を対象	火事兜、尼崎産魚 尼崎城本丸復元模型 尼崎城天守閣図
常設展示室5 (近代)	幕末期から工業都市として発展した明治大正期を経て南部は工業都市、北部は住宅都市として歩んだ戦前戦中までを対象	尼紡本社絵葉書 武庫之荘住宅地広告 大尼崎鳥瞰図
常設展示室6 (現代)	戦後復興期から高度経済成長期を経て、様々な都市問題を解決しながら現在に至った現代の尼崎を紹介	防潮堤完成記念写真帖 新市庁舎パンフレット 災害・公害等関係資料

(別棟・旧技術棟)

産業資料展示室	大型の産業機械等を展示し尼崎の工業史を紹介	旧尼崎第一・第二発電所 関係資料、リング精紡機
---------	-----------------------	----------------------------

② 企画展示【3階】

- ・企画展示室(約100㎡)には他都市博物館等から借用した資料の展示が可能な博物館専用展示ケースを設置。
- ・隣接する展示学習室(約100㎡)でも展示パネルや移動式展示ケースを利用した展示を行うことができ、企画展示室とあわせて200㎡規模の特別展・企画展が開催可能。

(2) 教育普及・学習活動エリア【3階】

講座室・体験学習室・展示学習室を活用し、学校団体の来館を積極的に受け入れ、学校教育との連携を図る。

① 講座室

- ・市民向けの講座や学習会等を開催。100人程度収容可能。

② 展示学習室・体験学習室

- ・様々な体験学習会等の会場として活用。展示学習室は展示以外に学習室として活用可能。

(3) 公文書館機能エリア（あまがさきアーカイブズ 地域研究史料館部門）【3階】

これまでの地域研究史料館の活動を引き継ぎ、歴史的公文書をはじめ公害や阪神・淡路大震災といった現代も含む地域の歴史に関わる様々な史料を収集、整理し、レファレンスサービスを実施する。

① 地域史料閲覧室

職員が調べ方などの相談に対応。閲覧・複写サービスの実施。

デジタルアーカイブの構築・公開。

② 地域史料収蔵庫・地域史料書庫・フィルム写真庫

歴史的公文書・行政刊行物、古文書、近現代文書類、図書、紀要・雑誌、地図類、絵はがき、市内外写真群・フィルム類、新聞・映像・音響史料等を収蔵。

【デジタルアーカイブ】

尼崎及び尼崎と歴史的に関わる歴史情報を、市内外に発信するサイトの運用・公開

Web版 図説尼崎の歴史、Web版尼崎地域史事典”apedia”、尼崎藩家臣団データベース”分限”、絵はがきデータベース”あまがさきPCD”、所蔵文書類の概要・目録情報等

5. 開館時間等

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 月曜日、年末年始

(3) 観覧料 無料（ただし、特別な催しを行う場合は料金を徴収する場合がある）

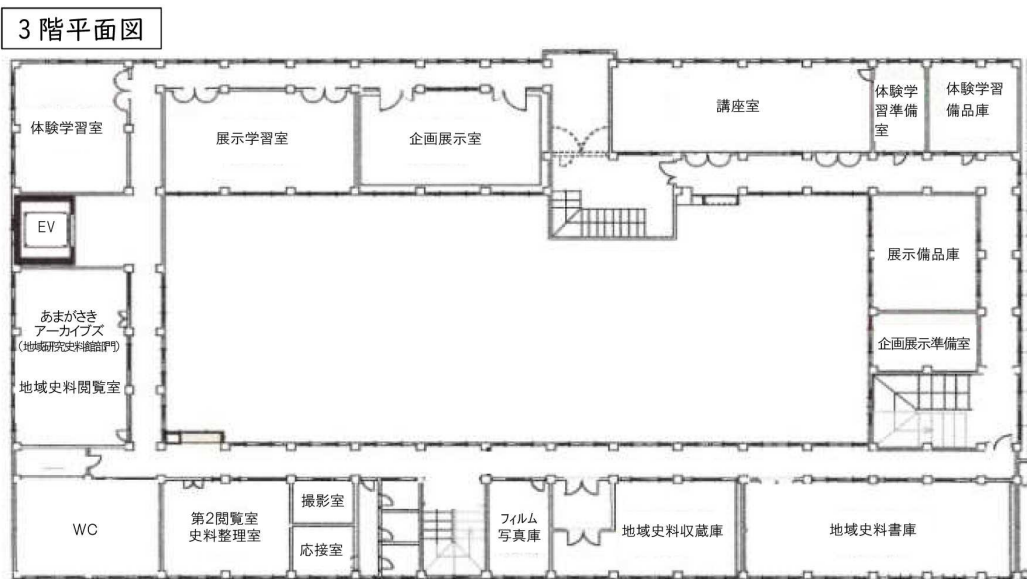
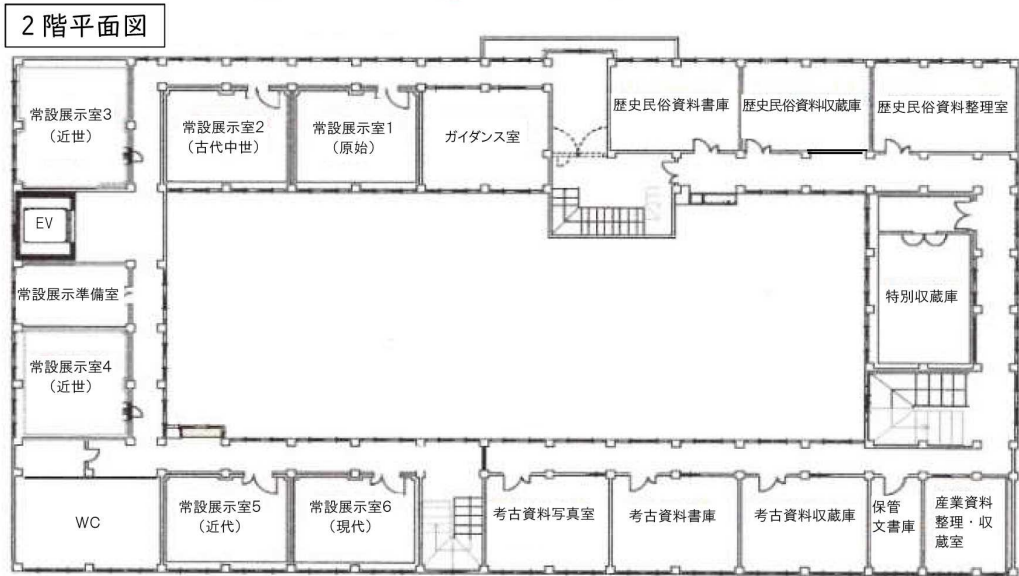
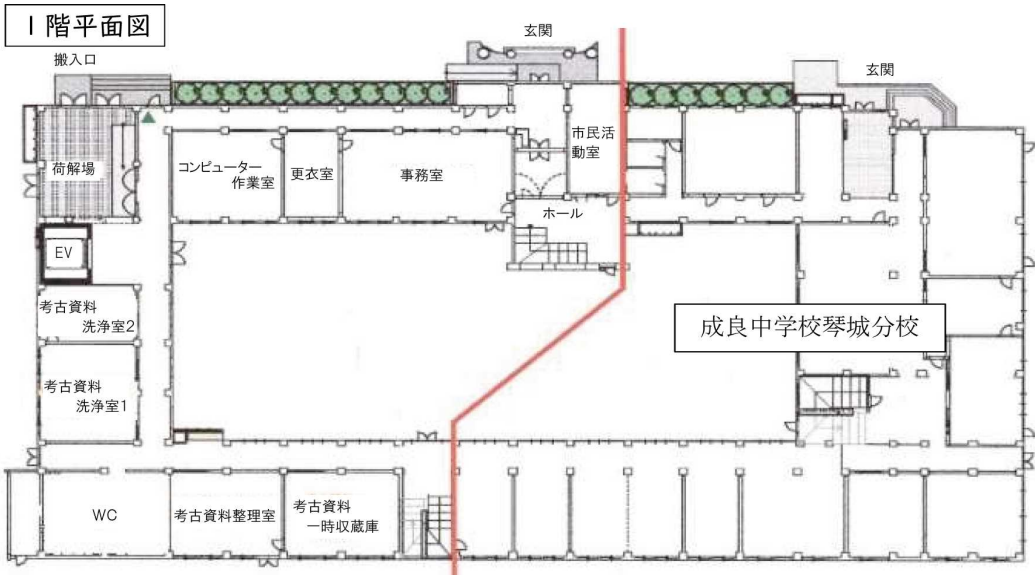
6. リニューアルオープン

令和2年10月9日（金） 開館記念式典

10月10日（土） 開館

以 上

資料編



公文書館法

公布：昭和62年12月15日

法律第115号

施行：昭和63年6月1日

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

[参考：公文書管理法]

公文書等の管理に関する法律 [抄]

公布：平成21年7月1日

法律第66号

施行：平成23年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために

資料編

必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

尼崎市立地域研究史料館専門委員名簿（令和 2 年 4 月 1 日現在）

いわきたくじ 岩 城 卓 二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（教授）
いちざわてっ 市 澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
大江 篤	歴史学・民俗学	園田学園女子大学人間教育学部（教授）

（令和 2 年 10 月以降は市立歴史博物館地域研究史料館部門の専門委員）

令和2年度歳入・歳出予算、事業別明細

歳出 款(10)総務費 項(05)総務管理費 目(40)地域研究史料館費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
委員報酬	報酬	240	360	10,000×3人×8回
	合計額	240	360	
史料館紀要発行 事業費	報償費	180	160	『地域史研究』原稿料 論文等@2,000×70枚=140,000円 史料紹介等@1,000×40枚=40,000円
	需用費	371	215	
	(消耗品費)	112	0	組版ソフト類賃借料
	(印刷製本費)	259	215	『地域史研究』印刷製本(特財 紀要歳入203)
	使用料賃借料	0	78	
	合計額	551	453	(特財 紀要歳入203)
(小事業)史料館管 理事業費	需用費(光)	557	1,006	電気276(本館251,分室25) ガス156 上下水道125
	委託料	330	328	分室機械警備 消防設備保守
	使用料賃借料	4,274	8,470	尼崎市総合文化センター施設使用料 712,265円×6月
	負担金補助及 び交付金	480	951	尼崎市総合文化センター維持管理経費負担分 79,960円×6月
	小計	5,641	10,755	
(小事業)地域研究 史料館本館・分室 移転事業費	需用費(消)	306	0	利用者ロッカー、閲覧室カウンター等
	委託料	10,954	0	館移転、廃棄物処理
	備品購入費	1,694	0	写真・フィルム収納用防湿庫、マップケース
	小計	12,954	0	
史料館管理事業 費(合計)	合計額	18,595	10,755	
史料等整備事業 費	需用費(消)	300	396	史料購入
	委託料	187	91	航空写真プリントデジタル複製、史料修復
	備品購入費	150	150	史料等購入
	合計額	637	637	
(小事業)その他諸 経費(枠配分)	旅費	100	100	旅費
	需用費	786	774	
	(消耗品費)	744	744	史料整理用品等
	(印刷製本費)	42	30	封筒製作
	役務費	43	135	
	(電話料)	43	83	電話料金
	(手数料)	0	52	廃棄物処理
	使用料賃借料	196	228	コピー機賃借料(特財 史料複写135) ビジネスホンE装置賃借料
小計	1,125	1,237	(特財 史料複写135)	
(小事業)その他諸 経費(新枠配分)	報償費	148	140	調査原稿料 1,000円×82枚=82,000円 ふすま下張り講師謝礼 2人×4時間=65,200円
	役務費(通)	197	138	光回線使用料、移設工事費 レンタルサーバー賃借料、初期設定費 (特財 バナー広告16)
	小計	345	278	(特財 バナー広告16)

資料編

歳出 款(10)総務費 項(05)総務管理費 目(40)地域研究史料館費 (千円) (続き)

(小事業)その他諸経費(枠配分・維持管理経費)	需用費	6	10	
	(ガソリン代)	2	3	公用バイクガソリン代
	(修繕料)	4	7	機械器具等修繕
	使用料賃借料	361	370	リーダープリンターリース
	小計	367	380	
(小事業)歴史資料保存利用機関連絡協議会会費(枠配分)	負担金、補助及交付金	45	45	全史料協会費35,000円、同近畿部会会費10,000円
その他諸経費(合計)	合計額	1,882	1,940	
総 計		21,905	14,145	一般財源21,551、特財354

歳出 款(10)総務費 項(05)総務管理費 目(10)文書費 (千円)

事業	節	予算額	前年度予算額	内容・説明
文書の收受発送事業費	郵送料	65	0	史料館移転連絡経費から文書費に組換

歳入 款(70)諸収入 項(20)実費弁償金 (千円)

目	節	予算額	前年度予算額	内容・説明
(10)総務費実費弁償金	(10)市史等頒布実費弁償金	203	169	『地域史研究』@850×239冊=203,150円
	(31)諸用紙印刷等実費弁償金	135	152	白黒コピー@10×12,000枚 カラーコピー@30×500枚

歳入 款(70)諸収入 項(30)雑入 (千円)

目	節	予算額	前年度予算額	内容・説明
(20)雑 入	(03)広告事業収入	16	19	ホームページバナー広告収入 (@3,300+@2,200)×3月=16,500円

資料編

利用のご案内

当館は尼崎関係の古文書・近現代文書類や歴史的講武所、地図・写真等の地域史料、全国の歴史関係文献等を備えている文書館施設です。歴史について、知りたいことや研究したいことを調べることができます。お調べになりたいことや不明のこと、その他なんでもお気軽にご相談ください。

〔開館時間〕 9:00 ～ 17:30

〔休館日〕 火曜日・祝日（他に年末年始等、また春秋各 1 週間以内の整理休館があります）

史料の閲覧

- 開架閲覧室 ご自由にご覧ください。閲覧票への記入は不要です。
- その他史料 カウンターの検索端末により検索、または目録により検索のうえ、「閲覧票兼複写票」により申請してください。なお、目録データのうえで「収蔵・所在」に「分室」と表示されている史料については、閲覧は予約制とさせていただきます。窓口、電話、Mail 等にて、利用予定日の 5 日前（休館日を除く）までに予約申請をお願いいたします。
- コピーサービス 「閲覧票兼複写票」により申請してください。
モノクロコピー料金は 1 枚 10 円、カラーコピーは 1 枚 30 円です。
 - * コピー枚数が大量の場合は、当日中にコピーをお渡しできない場合や、やむをえずセルフサービスにてお願いする場合があります。
 - * 著作権法の規定により複写が制限される場合がありますので、ご了承ください。
- マイクロフィルム・プリンターコピー 「閲覧票兼複写票」により申請してください。**プリンターコピー料金は 1 枚 10 円**です。
- 撮影 持参されたカメラで撮影される場合も、「閲覧票兼複写票」により申請してください。
 - * 古文書類のコピーサービスはしていませんので、カメラをご持参のうえ撮影してください。

史料の貸出し

当館発行の印刷物など一部を除き、館外貸出しは行なっておりません。

詳しくは職員にお尋ねください。

手荷物

手荷物等はロッカーに入れてください。ロッカーの鍵はご自分でお持ちください。

閲覧票兼複写票

注
 当該館所蔵の文書・記録等を複製して出版したり、出版物に掲載しようとする場合は、
 複製に必要となるもの及び個人の秘密に関するものの閲覧・複写は制限される場合
 があります。また、複製等に利用する目的の閲覧・複写はできません。

【太枠内を記入してください。】

閲覧者 <small>(ふりがな)</small> 氏名		住所(または連絡先) 〒		電話		閲覧日 令和 年 月 日	
請求記号番号	史料等の表題	所在	点数 (冊)	閲覧 許可	複写の種類	複写 枚数	返却 確認
	複写箇所(仮-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	モ/加 加-	
	複写箇所(仮-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	モ/加 加-	
	複写箇所(仮-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	モ/加 加-	
	複写箇所(仮-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	モ/加 加-	
	複写箇所(仮-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	モ/加 加-	
	複写箇所(仮-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	モ/加 加-	
確認欄		令和 年 月 日	複写の種類		枚数	金額(円)	
館長	係長	係	備考		<input type="checkbox"/> モ/加北'-・プリンタ-北'- (@10)		
					<input type="checkbox"/> 加-北'- (@30)		
					合計		

※プリンター=マイクロフィルムリーダープリンター

0263-1 特A4 庁内
 尼崎市立地域研究史料館

尼崎市立地域研究史料館
 TEL: 06-6482-5246
 FAX: 06-6482-5244

【太枠内を記入してください。】

貸出期限は、貸出日から2週間以内です。期限日が休館日(火曜日と祝日)の場合はその翌日です。

申請者 <small>(ふりがな)</small> 氏名	連絡先 〒		TEL		
登録番号	請求記号	タイトル			
貸出日	令和 年 月 日	確認		データ入力	備考
貸出期限	令和 年 月 日	確認		<input type="checkbox"/>	
返却日	令和 年 月 日	確認		<input type="checkbox"/>	

尼崎市立地域研究史料館における 歴史的公文書保存・公開事業の概要

1 事業実施の経緯

昭和 37 年（1962）6 月 尼崎市史編集事業開始（総務局所管）

尼崎市史編修室時代より公文書調査実施、歴史的公文書を収集、保存

昭和 50 年（1975）1 月 尼崎市立地域研究史料館設置（総務局所管）

尼崎市の文書館施設 尼崎および歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文書類、歴史的公文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開

尼崎市史編集事業も引き継ぐ

この頃より、毎年の廃棄公文書よりの選別、収集、保存をルール化

昭和 62 年（1987）12 月 公文書館法公布（昭和 63 年 6 月施行）

平成元年（1989） 尼崎市文書規程に、歴史的公文書保存規定追加

（歴史的価値を有する文書の保存）

第 71 条 第 68 条第 1 項又は第 69 条第 1 項の規定により廃棄することと決定した文書のうち歴史的価値を有するものは、尼崎市立地域研究史料館（以下「史料館」という。）において、保存することができる。

2 前項の規定により、史料館において保存する文書は、廃棄文書目録にその旨の表示をしなければならない。

2 歴史的公文書の収集

(1) 尼崎市文書規程（及び消防局、教育委員会文書規程）に基づき、毎年度、保存年限が満了し廃棄される公文書のリストを閲覧し、簿冊の現物も確認して、歴史的公文書として保存する必要があると判断した文書を選別、抽出して保存している。

(2) 収集した歴史的公文書は、簿冊目録を作成し、各課に通知を行っている。

(3) 毎年廃棄簿冊（紙文書）約 3 万 2 千冊のうち、レセプト等を箱単位で管理・廃棄される帳票類を除く 1 万数千冊を対象に選別し、約 300 冊を選別・保存している。また電子文書の廃棄約 1 万件のうち、約 300 件を選別・保存している。

3 歴史的公文書等保存状況

歴史的公文書保存冊数 平成 30 年度末現在 16,581 冊

ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存

4 歴史的公文書の整理・公開

- (1) 簿冊目録整備済み、件名目録及び行政資料（刊行物）目録を順次作成中。
- (2) 公文書館としての歴史的公文書公開基準等の規定整備を検討中。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開制度に準じて閲覧対応を行っている。

5 その他の課題

選別対象文書の適否及び、各所属が保存する歴史的資料の状況把握、電子媒体の各種行政情報・資料類の収集・保存方法などについて、庁内関係部局・各所属等との協議・意見交換を組織的に進めていく必要がある。

以上

平成19年5月23日
地域研究史料館作成
(平成20年2月27日改定、
平成28年4月1日改定)

歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領

1 趣 旨

総務局地域研究史料館（以下「史料館」という。）が尼崎市文書規程第71条、尼崎市消防局文書規程第71条、尼崎市教育委員会事務局文書規程第58条に基づき収集する歴史的価値を有する公文書、及び関連する報告書・資料類（以下「歴史的公文書等」という。）の収集、整理、保存及び公開に関し、必要な事項を定める。

2 歴史的公文書等収集・保存の目的

公文書館法第3条に示された地方公共団体の責務を果たし、尼崎市及び歴史的関連地域の歴史を後世に伝え、広く市民に公開するとともに本市の情報資源として活用するために、歴史的公文書等の収集、整理、保存、公開を行う。

3 収集対象となる文書・報告書・資料類

- (1) 市の主要な施策及び事業に関するもの
- (2) 組織・機構の変遷や管理または施設等の設置・改廃・管理に関するもの
- (3) 各種の条例・規則などの例規及び各種制度の新設・改廃に関するもの
- (4) 市制施行・市村合併等自治体の存立・行政区画の変更等に関するもの
- (5) 予算・決算等財政に関するもの
- (6) 陳情・請願など市民（個人・団体・法人）の意向及び動向に関するもの
- (7) 各種褒賞・表彰に関するもの
- (8) 各種調査・統計及び報告に関するもの
- (9) 市議会・行政委員会・審議会等会議に関するもの
- (10) 市有財産等の取得・管理・処分等に関するもの

- (11) 市民の権利・義務に関するもの
- (12) 許可・認可・免許・承認・通知・取消等の行政処分に関するもの
- (13) 不服申立て、訴訟等に関するもの
- (14) 公営企業の経営に関するもの
- (15) 監査等に関するもの
- (16) 主要な行事・事件・災害に関するもの
- (17) 社会情勢を反映する内容をもつもの
- (18) その他歴史資料として保存する価値があると認められるもの

4 歴史的公文書等の選別・収集

- (1) 史料館は、廃棄することと決定した公文書のうち前項に該当する文書を対象に、重要度、全体に占める位置、稀少性、作成年代、代替物の有無等を考慮して、将来歴史的公文書となり得る文書を廃棄文書目録から選別し、現物を確認したうえで簿冊単位で幅広く収集する（第一次選別）。
- (2) 史料館は、収集した文書の簿冊単位の目録を作成し、所管課に通知するとともに、写しを文書・公開担当に送付する。
- (3) 歴史的公文書は文書完結後一定年限を経たのち（通常は30年後）、歴史的公文書としての基準に照らしてなお個人情報保護等に配慮する必要のあるものを除いて、広く一般の利用に供することを予定している。それまでの期間（以下「中間保管期間」という。）中に、文書の内容を吟味して最終的に保存していくものを確定する（第二次選別）。

5 歴史的公文書等の管理と閲覧

- (1) 収集した歴史的公文書等は、地域研究史料館長の責任において整理・保存する。
- (2) 収集した歴史的公文書は、前項(3)のとおり将来において広く一般の利用に供することを予定しており、「尼崎市情報公開条例」第2条第2号イにより同条例は適用されない。
- (3) ただし、中間保管期間中の文書（以下「中間保管文書」という。）について、一律に非公開とすることは情報公開の趣旨から考えて適当ではないため、同文書については情報公開に準じた扱いとする。具体的には、市民等から中間保管文書閲覧の申出があった場合、収集した文書を廃棄手続時に所管していた課と協議のうえ、現用の情報公開制度に準じた基準により公開・非公開を決し、公開して差支えない文書は閲覧に供する。
- (4) 歴史的公文書を、その基準に照らして広く一般の利用に供していく事業について、その公開の年限や基準、具体的取扱等については、今後関係部局との協議及び準備を経て、別途規程等を定めて実施していくこととする。その際において、公開・非公開の判別基準設定については、一定年限を経てもなおかつ配慮すべき個人情報保護等について、情報公開制度の定めるところとの整合も十分考慮しつつ、行っていくこととする。
- (5) 収集した関連報告書・資料類のうち、公開を前提として作成されたものについては順次史料館において整理し、閲覧公開する。情報公開制限に該当する内容を含むもの等については、上記の公文書に準じて取り扱う。

以上

地域研究史料館刊行物販売一覧

『たどる調べる尼崎の歴史』	4,500円
『尼崎の歴史ダイジェスト版』	100円
『図説尼崎の歴史』	売り切れ
『尼崎地域史事典』	売り切れ
『尼崎の地名』	売り切れ

史料館紀要『地域史研究』

第1巻～ 第31巻	年間購読（3冊）	2,000円
	1冊ばら売り	750円
第32巻～ 第34巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第35巻	年間購読（2冊）	1,800円
	第1号ばら売り	850円
	第2号ばら売り	1,200円
第36巻～ 第39巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第111号～		850円
売り切れ号	第23巻第2号（通巻68号） 第37巻第2号（通巻105号） 第110号 第112号	

『尼崎市史』

第1巻	通史	原始～古代	売り切れ
第2巻		近世	売り切れ
第3巻		近代	売り切れ
別冊	尼崎の戦後史		売り切れ
第4巻	史料	古代・中世	3,500円
第5巻		近世（上）	4,000円
第6巻		近世（下）	4,000円
第7巻		近代（上）	4,000円
第8巻		近代（下）	4,000円
第9巻	統計		3,500円
第10巻	文化財・民俗		3,500円
第11巻	考古		3,500円
第12巻	現代（史料）		4,000円
第13巻	年表・索引等		4,000円
「尼崎の小字図」 （『尼崎市史』第10巻付図）			160円

いずれも地域研究史料館窓口にて販売しているほか、次のいずれかの方法により、郵送で購入することができます。

- (1) 地域研究史料館までご連絡いただければ、振込用紙をお届けしますので、銀行窓口にてお振込みください。入金確認後、送料着払いにて送本いたします。ただし、振込後、当館で入金を確認できるまで日数がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は(2)の現金書留にてご送金ください。
- (2) 現金書留にて頒布代金をご送金ください。折り返し送料着払いにて送本いたします。

地域研究史料館へのアクセス

■所在地・連絡方法

〒660-0881 尼崎市昭和通2-7-16 尼崎市総合文化センター7階

TEL06-6482-5246 FAX06-6482-5244（火曜・祝日休館）

e-mail ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp

阪神尼崎駅下車、北東徒歩約5分

阪神バス(尼崎市内線)・阪急バス「尼崎総合文化センター」、阪神バス(阪神線)「尼崎文化センター前」下車すぐ



■自動車利用の方へ

史料館の駐車場はありません。総合文化センター駐車場(有料)をご利用ください。